

概要

島根県への人口定住の促進を目的として平成4年に設立した（財）ふるさと島根定住財団」における総合的な定住促進事業の一環として、産業体験者等UIターン者の宿泊施設の用に供するため、県内の空家を活用しようとする市町村・NPO等に対し、修繕費用の一部を助成している。

また、UIターン者等に対し、低廉な家賃で、設備の整った賃貸住宅を供給するため、市町村の基本計画に基づき賃貸住宅の建設を行う事業者等に対して、その事業費の一定割合を補助しているほか、UIターン希望者を対象とした住宅情報提供事業を実施し、定住のための住まい探しをサポートしている。

背景

島根県の人口は昭和60年をピークに減少に転じ、高齢化率も全国一の水準となっているなど、過疎化や空洞化が著しく進展している。

このような状況を踏まえ、平成4年9月に県及び国等の出資により、定住を促進する事業を総合的に推進する機関として「（財）ふるさと島根定住財団」を設立。県内における定住人口の増加に向け、活力と魅力ある地域づくりや若年者の就職支援、県外からのUIターンの促進等を図っている。

（財）ふるさと島根定住財団

概要

島根県における定住人口の増加に寄与することを目的とし、地域活性化等を担う団体の活動支援、島根県へのUIターン者の支援、定住情報の提供・定住相談等の定住支援、就職活動支援に係る活動を総合的に実施している。

【事業概要】

地域活性化を担う団体支援

- ・地域づくり実践支援事業
- ・地域づくり等担い手育成事業
- ・しまね田舎ツーリズム推進事業

UIターン支援

- ・産業体験者助成事業
- ・産業体験受入先助成事業
- ・親子連れ産業体験促進事業
- ・産業体験者家賃助成事業
- ・しまね暮らし体験事業
- ・空き家活用助成事業
- ・島根暮らしUIターン支援事業

就職支援

- ・若いしまね人のための産業体験事業
- ・若年者雇用対策事業
- ・雇用推進団体等支援事業
- ・県外からの希望者に対する無料職業紹介事業

空き家活用助成事業

1. 概要

市町村、公的団体又はNPO法人が、個人の所有する空家を一定期間無償で借り受け、又は買い上げる等して建物を修繕し、産業体験者などUIターン者の宿泊施設として活用していく場合に、その修繕費の一部について財団から助成を行っている。

2. 補助対象経費及び補助金の額

【補助対象経費】

- 土台、柱、壁、屋根等の修繕等に要する経費
- 風呂、台所、便所等の修繕等に要する経費
- 電気、ガス、上下水道等の整備に要する経費
- その他居住のために必要不可欠な整備に要する経費

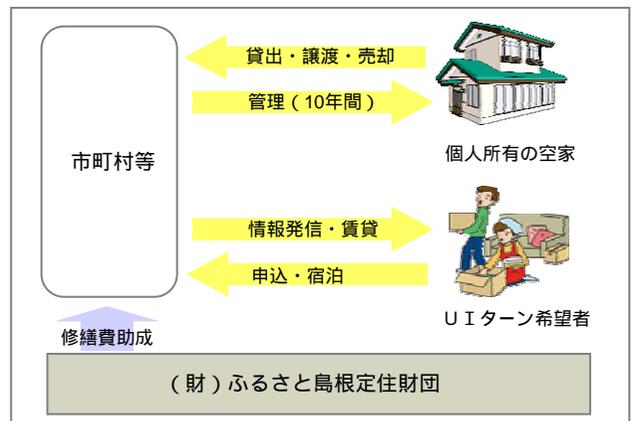
【補助金の額】

対象経費の1/2以内で、1,500千円を上限として補助（離島にあっては、2,000千円を上限）

3. 事業期間

補助を受けた建物については、最低10年間、UIターン者への貸出を義務づけ。

修繕した空家の使用（UIターン者への貸し出し）を10年以内に終了する場合には、補助金の全部又は一部を返還。



【UIターン住まい支援事業のスキーム】

定住促進賃貸住宅建設事業

1. 概要

UIターン者や就職・結婚等の機会に親から独立する若者等を対象として地域定住を促進するため、市町村の住宅供給に関する基本計画に基づき、市町村、民間事業者又は住宅供給公社等が建設する賃貸住宅について、県が補助を行っている。



【定住促進賃貸住宅】

2. 補助率等

住宅建設にかかる経費の1/5

補助限度額一戸当たり250万円（隠岐郡は300万円）

3. 住宅の管理

民間事業者等のリスクを軽減し、入居者の安定的な確保を図るため、建設された賃貸住宅は原則として市町村が一定期間借り上げることとしている。

4. 活用制度

なし 市町村等への補助は県単独事業として実施

UIターン希望者向け住宅情報提供事業

概要

UIターン希望者のための住宅情報提供ポータルサイトとして「ゆーあいまね」を開設。県内の空家情報の提供を行っているほか、建築・不動産関係団体と連携して「しまねUIターン住宅相談員制度」を創設し、住まい探し等に関する無料相談を実施している。



【ゆーあいまねTOPページ】

実績・評価

【実績】（平成18年度末までの累計）

空き家活用助成事業：14市町村、4団体 計105戸
定住促進賃貸住宅建設事業：12市町村、234戸
UIターン希望者向け住宅情報提供事業：
相談件数74件、定住件数10件

【評価】

平成18年度から、地域振興部局による「無料職業紹介事業」及び住宅部局による「UIターン希望者向け住宅情報提供事業」が創設され、これら相互の連携体制によりUIターン希望者の最も大きな不安要素である「職」と「住」の一体的なサポートが可能となった。この連携体制は、UIターン希望者の移住に係る労力と心理的負担を軽減し、定住へつなげるための基盤として欠くことのできないものとなっている。

また、従来、それぞれの部局で実施していた空き家活用助成事業による住宅や定住促進賃貸住宅においても、UIターン希望者向け住宅情報提供事業の中で総合的に物件情報提供を行うことによる入居促進等、波及的な効果が期待されている。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	地域振興部 地域政策課 土木部 建築住宅課
関連部局	(財)ふるさと島根定住財団 (財)島根県建築住宅センター

【連携のポイント】

「職」と「住」の担当部局が異なるため、ちょっとした連絡不足から連携の乱れが生じやすい。連携の乱れはUIターン希望者の不安に直結するため、相互の意思疎通を図る場を積極的に設けるよう努めている。

問い合わせ先 & 関連HP

【問い合わせ先】

地域振興部 地域政策課 0852-22-5083
土木部 建築住宅課 0852-22-5226

【関連HP】

ふるさと島根定住財団HP <http://www.teiju.or.jp/>
ゆーあいまねHP <http://ui-shimane.jp/>